



記者発表資料	
令和8年1月30日	
担当課 (担当)	こども未来課 (小野澤)
電話	30-8239 (内線 7494)

2月5日より支給開始！物価高対応子育て応援手当について

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」に呼応して、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

記

1. 支給対象者

- (1) 令和7年9月分の児童手当（9月に生まれた児童については10月分の児童手当）の支給を受けた方（施設等受給者も含む） プッシュ型により支給
- (2) 令和7年9月分の児童手当（9月に生まれた児童については10月分の児童手当）の支給を受けた公務員 申請により支給
- (3) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児を養育している方 申請により支給

2. 支給対象児童

- (1) 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童（9月に生まれた児童については10月分の児童手当支給対象児童）
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児

3. 支給額

対象児童1人あたり20,000円（1回限りの支給）

4. 支給日

- (1) 令和7年9月分の児童手当受給世帯は令和8年2月5日に支給予定です。
受給者 12,526件 支給対象児童 21,883人
施設入所分 13件 支給対象児童 118人
- (2) 令和7年9月分の公務員児童手当受給世帯は令和8年2月5日を初回の支給とし、以降順次支給します。
初回支給対象者 受給者 514件 支給対象児童 933人
- (3) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した新生児を養育している方は申請を受け付け、順次支給します。

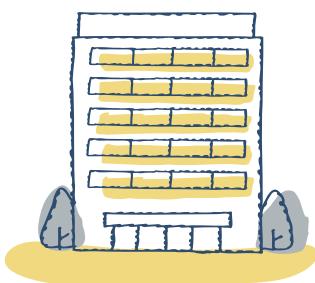
物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

はじめに...申請は必要ですか？

A 原則申請は不要です。

注)申請が必要な方は裏面「Q6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ届出書を提出するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



鳥取市

①手当のご案内を送付します。

②希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、市HPに掲載の届出書を提出してください。

③児童手当受給口座等へ振り込みます。

申請が必要な方



子育て世帯

注)裏面の「Q6」の方は申請書を提出ください。

Q1 うちの子は、対象になるの？ 対象児童

A 次に記載する児童が対象になります。

(1) 令和7年9月分※の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童



Q2 だれがもらえるの？ 支給対象者

A 上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

Q3 いくらもらえるの？ 支 給 額

A 対象児童1人につき2万円(1回限り)です。



Q4 いつもらえるの？ 支給時期

A 鳥取市では2月上旬から支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「Q6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

Q5

どんな方法でもらえるの？

支給方法

A (1)児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時※の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。9月末以降に児童手当受給口座を変更された場合は変更後の口座に振り込みます。

(2)申請を行った保護者(「Q6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注)口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にご連絡ください。

Q6

申請が必要なのはどんな場合？

A 次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員(下記「公務員の方へ」を参照)
- ・10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

Q7

こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を支給した市町村(特別区含む)から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

公務員の方へ

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

お問い合わせ先

鳥取市役所 こども未来課
「物価高対応子育て応援手当」窓口
(本庁舎1階13番窓口)
電話: **0857-30-8491**
(受付時間: 平日8:30~17:15)

国 こども家庭庁 コールセンター

電話: **0120-252-071**
(受付時間: 平日9:00~18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに鳥取市から問い合わせを行うことがあります、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求ることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに鳥取市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。